

四條畷市下水道事業経営審議会の会議の傍聴要領

（目的）

第1条 この要領は、四條畷市下水道事業経営審議会規則（令和6年4月1日規則第16号）に定めるもののほか、四條畷市下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴定員）

第2条 会議を傍聴することができる者の定員（以下「傍聴定員」という。）は、10人とする。ただし、会場の都合等によりこれを増減することができる。

（傍聴手続）

第3条 傍聴の手続は、次に定めるところによる。

- （1） 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、受付で所定の用紙に住所及び氏名を記入し、係員の指揮により傍聴席に着かなければならない。
- （2） 傍聴者の受付は、会議の開会時刻の30分前から先着順に行うものとする。ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者があるときは、抽選等により傍聴者決定する。
- （3） 傍聴者の入場は、傍聴定員に達したとき、又は会議の開会時刻をもって終了する。
- （4） 傍聴者の交替は、認めないものとする。
- （5） 傍聴者の途中退場は、これを妨げない。

（傍聴できない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- （1） 凶器その他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- （2） 酒気を帯びていると認められる者
- （3） 張り紙、ビラ、旗、のぼり及びプラカード、その他これらに類するものを携帯している者
- （4） 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

（傍聴者の遵守すべき事項）

第5条 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- （2） 静粛にし、放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。
- （3） はち巻き、腕章及びたすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- （4） 飲食又は、喫煙をしないこと。
- （5） みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- （6） 携帯電話等の音声が発しないようにすること。

(6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を受けた者は、この限りではない。

(係員の指示)

第7条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、傍聴者がこの要領に違反するときは、この要領の定めに従うことを命じ、なおその命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和6年6月17日から施行する。